後宮鈔

ヌ2
4596
3

後宮鈔

後宮鈔

玄水五味為平蔵

後三條院天皇中宮

西院皇后宮　馨子内親王

後一條院天皇第二皇女

後一條天皇二女
母前關白入道大相國（道長）三女也

略記延久元年己酉六月十五日庚戌女御二品馨子内親王立為中宮　同五年癸丑四月廿一日甲午太上皇由御悩重出家入道同日中宮落餝為尼　寛治七年癸酉九月四日戊寅皇后宮崩年六十二後一條天皇二女後三條院后也

要記皇后馨子内親王母皇后藤威子前太政大臣道長四女長元四年□月為齋院准三宮同九年四月十七日退齋院永承六年十一月八日入青宮二十三延久元年七月三日丁卯為皇后

4596
3

號中宮職号西院皇后宮。承保元年六月
二十日為皇后。同五年四月二十一日落飾 ☒
尼後宮如元。寛治七年九月四日崩年六十五
後三條后

編年記 中宮馨子内親王後一條院第二皇女。永承
六年十一月八日入東宮。延久元年七月三日立后
四十一。寛治七年九月四日崩六十五

貴女 西院皇后 馨子内親王 後三條后 後一條皇女

今鏡 菊波の巻 馨子の内親王と申し又おはしましゝかなお
りすん長元四年よりものいつきにて同九年までいでさ
せ給ひて永承六年十一月後三條院東宮にまゐり

しまし〳〵女御にはまゐらせ給ひき。御とし廿三。承
保元年六月廿二日皇后宮にたち給ふ。延久五年四月廿一
日御ぐしおろさせ給ひき。院御ぐしおろさせ給ひし
おなじ日やがておなじやうにならせ給ひし。いとあは
れなるちぎりおはしける御すくせなりき。その後
らかにもおはしまさせ給ひき

栄花 松のしづえの巻 四月廿九日御ぐし（後三条）おろさせ給ひつとのゝし
る。中ぐう（馨子）もおなじ日にてしつのふあ
るべきことにあらせ給ひぬ。かくときのせ給ひて
みなしかんまもいとあはれとおもひめぐり

後三條院天皇妃
贈皇太后宮藤原茂子

中納言公成女
贈太政大臣能信猶子

二

略記康平五年壬寅六月廿二日皇太子妃藤原茂子薨中納言公成女貞仁白河親王母也 延久三年辛亥五月十八日壬寅前妃皇太子母藤原茂子贈従二位 同五年癸丑五月六日己酉天皇先妃藤原茂子贈皇后位宣

國忌山陵

按本書云皇后 續世继拾芥抄 云皇后宮 或號皇后宮 保標 署稱 中右記云贈皇太后 一取為正

三

按今日去贈皇太后之日也

中右記嘉承二年十二月十三日 帝母女御贈后例

藤茂子 法王母 女實公成女也 能信卿 延久五年五月六日贈皇太后

同日告山陵 今日后父能信卿贈太政大臣正一位

后母祖子 贈正一位

百錬 康保二年五月廿四日諸卿定中山陵廢置
定廃後冷泉院母后（嬉子）陵置當時贈后（茂子）陵

要記 白河天皇諱貞仁後三條第一皇子母贈二位
皇太后藤原茂子権大納言能信卿猶子権中
納言公成卿女也

今鏡 紅葉の御狩の巻 白河院は後三条院の一御子におはしま
しきその御母贈皇后宮茂子と申 権大納言能信
の御むすめとて後三条院の春宮におはしまし御
息所にまゐり給ひきまことは閑院の左兵衛

督公成の中納言のむすめなりこの中納言の御い
もうとは能信の大納言の北方なり 釣せぬ浦々の巻 このみ（白河）の
（茂子）と乃御母は春宮のみやすどころにてうせさせ給へるを
延久三年五月十八日従二位おくりたてまつらせ給ふ
位につかせ給ひて同五年五月六日皇后宮をおく
りたてまつらせ給ふ国忌なときさきあとおこなはせて
おなしき日よしのふの大納言殿おもはきおとゞにた

百錬 永保二年五月廿四日諸卿定申山陵廢置
支廃後冷泉院母后(嬉子)陵置 當時贈后(茂子)陵
要記 白河天皇 諱貞仁 後三條第一皇子 母贈二位
皇太后藤原茂子 權大納言能信卿猶子 權中
納言公成卿女也

今鏡 紅葉の御狩の巻 白河院ハ後三条院の一御子におハしま
しき 御母贈皇后宮茂子と申 權大納言能信
の御むすめとて後三条院の春宮におハしまし 御
息所にまゐり給へりき まことは閑院の左兵衛
督公成の中納言のむすめなり この中納言の御い
もうとは能信の大納言の北方なり 釣せぬ浦々の巻 このみ(白河)の
と乃御母(茂子)ハ春宮のみやすところにてさふらはせ給へるが
延久三年五月十八日従二位おくりたてまつらせ給ふ
位につかせ給ひて同五年五月六日皇后宮をおく
りたてまつらせ給ふ 國忌おきてなどおこなはせて
おほしき 日よしのふの大納言殿おほきおとゞに
ほきさいひとつのくらゐおくらせ給ふ 御息所の御母
藤原秘子(ヤス)と申しもおほきさいひとつの位をおく
り給ふこそいきびのあるのつき知光のむ
すめなり

栄花 煙後の巻 春宮大夫(能信)殿の女御(茂子)まいらせ給て 宮にて宮ふく
れくるしうせさせ給ふを あさましきことに思しめすの程に大
夫殿うへうへいとくるしめちうてさせ給ふ 東
宮の(後三条)みけいのせ給ふを 後にうまれ給へる(白河)をこそ女宮
四ところをもちまゐれる女二宮はうせさせ給ひて あそ
びはしきことなり

五

拾芥略要抄 十陵部 後宇治 口按江次第丙 今宇治 贈皇太后宮 茂子

後三條院天皇妃
兼香殿 女御藤原昭子 右大臣頼宗三女

栄花物語 御鏡 故右大臣頼宗息女 兼香殿 昭子女御也 ［二七三］

十三代要略 女御藤原昭子 故右大臣頼宗公三女 母伊周公女。治暦二年七月入太子宮。同五年四月七日女御

栄花物語 松のしつえの巻 故右大臣（頼宗）殿乃女御（昭子）は兼香殿二ところの御母

女御（基子）は梅壺にすみ給ひて 暑（中）承香殿の女御もけふ［illegible］

乃らうに物せさせ給へいとめてたくおはします男御（中）子

口按後三条院天皇の御時に堀河女御（昭子）もうせ給ぬ 口按花よけれ［illegible］

河の院よりうつりてもの物せさせ給ひをあつかひ［illegible］

のせさせ給ひもおはしまさ［illegible］

後三條院天皇妃

梅壺女御 源基子

参議基平女

略記延久三年辛亥十二月十日丙寅故参議侍従源基平御息女。御息所基子誕第二皇子（実仁）。三月廿七日御息所従五位下源基子為女御。同四年壬子十二月一日乙亥女御源朝臣基子准三后給年官年爵并封戸五百烟。同五年癸卯正月十九日癸亥女御基子誕太上皇第三皇子（輔仁）青宮同胞也

中右記長承三年六月廿五日癸卯女院日者御発心地及三四度給也。七月二日今日女院令発給ヽ已及七八度隔日令発給也今日以六十口一日大般若転読。四日或人云一昨日前女御源基子薨年八十八

要記 女御源基子故参議基平三女 延久三年、月
、日為女御

皇紀 女御源基子参議従二位、平二女
[illegible]八十

女御とそ申し 其御せうとにては春宮大夫季宗大
蔵卿行宗なとゝ申ておはしき 中略 良頼の中納言のむすめ
のはらのきんたちなり 女御もおなしはらからよれいす

栄 松のしつえ 一品の宮（後三条院女一宮 聡子）にまからせ給し 侍従宰相（基平）桐乃
（基子）むすめ、うちわたりにといふことせさきこえさせしを
あらたなんおはしますとも ふかれとあへてならせ
給へり 中略 七月に尾張前司つねひらといふ人のいへに
いてさせ給ふ この人のへりおほかりせ給りんけは 更衣な
とのやうにおはしなへきをいひのゝしるに 中略 六日とらのよ
いときてらいうあるに をとこみこ（実仁誕生）うまれさせ給てまおはしませば さる
へき人とおきたふれ給ひさる 中略 三月九日いらせ給ふ
きしきなと いとめてたし 車五六ひきつけていとん
ことなり。女御になりていらせ給ふ 中略 東宮（白河）すうほうまを
とうなやおはしますは かんわたりとまうてのみやをおはれ
かさせ給へいは（女御）このまゝにてあるをもおとゝしくもて

要記　女御源基子故参議基平三女延久三年、月、日為女御

皇紀　女御源基子参議従二位、平二女

同書　前女御基子長承三年七月四日卒八十七

長秋記長承三年七月二日己酉早朝自右府有御消息女御殿自今朝不覚御座而彼石蔵入道為戒師必可請者仍出立間又使来已薨給了（生年八十六 後三條院女御前坊母也・○按中右記云年八十八未知孰是）此後童申沙汰雑事等先御存生之時仰云閉眼後不替時不改日不論吉凶如見存可渡西院者件西院年来儲墓所給也予曰今日尚有復日之憚明暁可奉渡於車可用師教車牛無右府云々仍下官可奉之由令申了大略明夕可奉納墓所歟相府法印共可籠忌云々

保延元年六月廿日壬戌晴故女御歟（基子）周忌法事也仍参仁和寺依衰日不奉諷誦経物直参西院建立之堂一宇安丈六阿弥陀仏講師権律師寛忠讃衆廿口布施取人々行宗朝臣雅頼朝臣以下十餘人予依衰日不取布施講畢後談旧女房達右大臣依固物忌不坐法印依所労不出給云々

給へり　中略　七月に尾張前司のいへの車とりてこの人のいへは
いでさせ給ふこのひこのへりおはしませ給ひぬれば更衣を
どふくあんおはしますべきといひのゝしる　中略　六日ともにふる
いときらゝしうあるをめでてまゐりおはしませばさる
へき人にあきなふかずかざる　中略　二月九日いらせ給ひ
きし処みて侮いとめでたくて車五六ひきつゞけていとん
ことなり女御よありていらせ給ふ　中略　東宮すゞほどるを
ところどころのおりしけばわたどもこのえの御をおぼひ
わかせ給へいてあまりて後をもおとしくもて

今鏡（源氏の御息所の巻）見えての御なやみちるはなれはせ給ひなど
春宮やゝその御母におはせしは後三条院の女御にて
侍従の宰相基平の御むすめ（基子）におはせしかぞの宰相は小一
条院の御子におはしきその源氏の御やす所御名は基子
女御とぞ申し其御せうとにては春宮大夫季宗大
蔵卿行宗などゝ申ておはしき（中略）良頼の中納言のむすめ
のはらのきんたちなり女御もわすれならはせおはす

栄（松のしづえの巻）一品の宮（後三条院女一宮 聡子）にはまからせ給ひし侍従宰相（基平）乃
御むすめ（基子）はうちわたりにありしをいふとせきこえてぞ
あさましうおぼすれどいふかひなくてならせ
給へり（中略）七月に尾張前司つねひらといふ人のいへに
いでさせ給ふそのいへりおはしまさせ給ひしかは更衣な
どふくなんおほえへきをいひのゝしるに（中略）六日といふに
いときららかなる男御子（実仁誕生）うまれおはしませばさる
べき人々おほきなるならずなかくおぼさる（中略）三月九日いらせ給ふ
きし紀の守海いとめでたし車五六ひきつゞけていとめ
でたり女御になりていらせ給ふ（中略）東宮（白河）すこしほどなきを
ところやんごとなきさまにおはしませば御心わづらはしくてこの御事をおぼし
めさせ給へば（女御）このまゝにて後をもおもしくもて

あしきこえ給ふもことわりあり（中略）みよしことものゝ
くらゐのくし年官年爵えさせ給ふほどいとめでたし
しおもてあらはれあらせ給へり（中略）うめつほの女御
國母にはいとかしこくめでたきさきにやうらうそ
まいらせ給へりつきせずみじきはありさまなり（中略）承
暦五年四月廿日にせさせ給ひぬ やくみかんのおほい
めしまとせ給ふよ度あまりあ ものおほえさせ
給ふ御なやみのかくれの日やかて左大臣のゝ女御のしし
後にはまたあらせ給はぬのちおほかいみかどもうけさせ給
ひける

承保元年五月七日後白河院天皇崩給ふ中宮ける

今鏡 八ノ十八丁ウ

略九コナケレハ略キヲ

白河院天皇中宮

贈太皇太后宮 源賢子

右大臣源顕房一女
関白藤原師實養女

略記延久三年三月九日甲午左大臣藤原師実
朝臣取左兵衛督源顕房卿息女為養子令入
皇太子宮　同六年甲寅六月廿日丙子女御藤原
賢子冊為中宮
承保元年甲寅十月十三日庚
中宮出禁中行啓木工頭権頭藤原定綱宅依懐孕七
箇月也　十二月廿六日庚晴中宮誕生皇子敦文
承暦年五月廿日辛卯中宮誕生皇女
女月九日乙亥中宮誕皇子（堀河）先是出御但馬守俊綱
第　応徳元年甲子九月十五日壬子中宮俄有御悩
邪気所為云々仍右大臣等飛蹄参洛　廿二日己

未卯時中宮源賢子三條内裡山崩于時年二十八歳
主上悲泣數日不召御膳　同二年乙丑八月廿九日庚
寅供養醍醐山内故中宮職御堂
百錬　應徳元年九月廿二日中宮賢子崩于三条皇居
廿八天皇哀傷尤甚　同二年八月廿九日奉為前中宮
職供養醍醐圓光院件堂佛像内奉納前中宮御
骨　同三年自去應徳元年中宮崩諸節會并相撲
節等類宴會悉停止于今寂寞　六月十六日供
養圓徳院資前中宮職菩提

中右記　永長二年十月一日下條　賢子中宮崩三条
皇居之後葬礼以前渡御給經成朝臣四条宅

要記　中宮藤賢子　關白左大臣女實右大臣顕房一女
母権中納言源隆俊女　延久三年三月九日入太子宮
十五　同五年七月二十三日為女御即日叙従四位下
承保元年六月二十日冊為中宮十八　應徳元年
九月二十二日崩二十八　寛治元年十二月廿八日贈太
皇大后

栄花　松の下枝の巻　いまの右おほとの（師房）ゝ二郎中納言（顕房）にてさひや
うゑのかみにてものし給ふこの左おほとの（師実）ゝうへ（麗子）の御せう
となりその御むすめ（賢子）をおほとのゝうへ御子にしてまゐらせ
給ひてとうくう（白河）にまゐらせ給へるときこえつるをよ
をとこのつこもりの日うちよりとくまゐらせへそてまつ
らせ給へとあれはこの（延久三年）三月九日まゐらせ給ふ

今鏡 むつきの巻 堀河のみかどは白河の法皇の第二の御子におはしまし
き その御母贈太皇太后宮賢子中宮ときこゆ 関白右大臣師実のおとゞの
御むすめ 実は右大臣源顕房のおとゞの御むすめなり
内大臣（所々の法 ちゅうの宮）このみかどの御母は權中納言隆俊のとのの御むすめのおちに 六
條の右大臣（師房）乃御むすめにおはしまし 大殿の（師実）御子にて
ありし 延久三年三月九日御年十五にて白河院東宮におはしまし
御息所にまゐらせ給へり 同五年七月廿三日女御ときこえさせ給ひて四位
の位給はり給ふ 承保元年六月廿日きさきに立ち給ひてし十八におはしま
しき 中略 應德元年九月廿二日三條内裏にてうせさせ給ひにき

いまだ廿八と申しき給ひし 中略 廿四日に備
後守經成のぬしの四条高倉の家にうつしたてまつり
て御葬の一日ありとりへ野におくりたてまつりてけふ
りとのぼり給ひにしことさたと申べきかりき

大御池又大行池ト云々

為房卿記 應德二年七月十日壬寅天晴 中略 醍醐御堂上棟之柱奉為 前中宮職以本職納物大夫所被営作也 件御堂佛壇之内奉埋前中宮御骨 移入金銅塔中 奉納石辛櫃 月來奉納茶碗瓶 奉安置淨房也 遷納之間事大夫并僧覚俊等奉仕之 件両人三十日觸穢 依
雖改葬也 往日奉改葬 八月十六日丁丑 今日被宣下醍醐
御願堂司并法名可為円光院者 檢校定賢僧都 別當義範
律師 供僧五口 二十九日庚寅 從朝雨降 今日前中宮職供養
醍醐寺内円光院 中央安置金銅両界曼荼羅 壇下奉埋前中宮御骨 子細見六月十日
記 件御堂大夫源卿以職納物并伊豫重任物偏所営作也

愚管抄　四ノ十八丁ウ入内ノ前ノヿ委し

白河院天皇皇妃
承香殿女御　藤原道子

内大臣能長一女

要記　女御従四位下藤朝臣道子　内大臣能長一女
母贈従三位源済政女　延久元年八月廿二日入太
子宮　二十八　同五年七月廿三日為女御　叙従四位
下　承保二年十二月廿八日准三后　三十四　善子
内親王生之後退禁園不入内　寛治三年九月十
五日善子内親王向大神宮之日同輿発于伊勢
國不歸京

今鏡　真澄のうけの巻　三条のおとゞ乃御むすめ（道子）ハ白川の院東宮
におはしましゝとき、みやすところときこえ給ひし　こゝの

とくらゐにつかせ給ひて延久五年女御の宣旨かうふ
り給ひき道子の女御ときこえきこしめしゝやうにそてま
つりてのち内へもまゐり給ゐたすありけるき承香殿の女
御とや申けん此むすめの善子の内親王は伊勢いつき
にくらゐせ給ひしはぐしてそまゐりてそおはしける
七十にあまりてうせ給ひにきこの女御は又何とのゝや
申おんなありき

中右記長承元年八月廿日去十七日前女御藤道子薨云々年九
十一三條内大臣能長女也白河院女御號承香殿女御准后人也

畧記延久元年八月廿二日春宮大夫能長卿息女道子入皇太子宮

堀河院天皇中宮

中宮篤子内親王

後三條院天皇第四皇女

略記承暦三年己未八月十七日勅以篤子内親王准三
宮賜封邑千戸依祖母陽明門院之讓也　寛治七
年癸酉二月廿二日己巳女御篤子内親王立爲中
宮後三條天皇之女也母鳥羽太白河上皇同胞也関白
從一位之養子仍於賀陽院三个日間大饗

百錬永久二年十一月一日中宮篤子崩于堀川院
五十五天皇著錫紵依爲繼母也先令諸卿定申上
皇同著御錫紵

九月廿六日中宮一品宮 両日危急

旧記嘉承二年九月廿一日條云今夜中宮有御出家

中右記永久二年十月一日壬寅今日未刻中宮已山崩給（天陰雨下申時許従院有白急事来仍馳参御了云）

了今夜中宮奉渡御雲林院邊小堂之間人

々騎馬云々

中略 中宮名篤子後三条院第四女母太

上天皇同母也治暦四年為内親王九 延久元年叙

三品同五年三月十一日卜定賀茂齋院五月七日

退齋院依後三条院崩也 承暦三年八月准后是依為

祖母陽明門院養子女院申請也寛治五年十廿

月廿五日入内同七年二月廿二日立為中宮四卅 嘉

承二年九月為尼今日山崩于堀川院御年五十

五七 依年来御悩也 後聞今夜中宮渡御雲林院

常侍堂只如御平生時未入棺先用常御車女房十

後日民アワ被訖云但之之日先例禁歩行也

人侯御車後亮仲実朝臣以下両三人祗候云々依

御遺言也々々笠原被忌也今夜中宮奉渡御雲林院（哀哉云々）

堂小堂之間人々騎馬云々 二日癸亥天陰小雨或人云今夜

中宮奉殯雲林院常侍堂中地本建立小堂甚中作壇々

中奉御棺奉収云々今日御入棺也（七日戊申 五日 中宮去一日崩）

給遺令云任葬司轉物天下不奉哀素服国忌山陵可從停止者

尼 永久二年十月一日崩五十五

園大暦文和元年十二月五日中宮篤子 後鳥羽院御継母 永

久二年十月一日御事同七日遺令奏廢朝五箇日

同日七日公家被召錫紵即除御

今鏡 真澄の影の巻 篤子の内親王と申しゝもみかどの

かはらぬのちありしかと延久元年賀茂のいつきゐさ

ち給ひて同五年に院うせさせ給ひしかは前斎院
みなおりましゝにむつみ（陽明門院）の女院の御ゆかりにて准
后になどならせ給ひてしほどに堀川のこう
との御とききさき紀にうち給ひき兄かとのりは
いとしことのほかのまた松とふにおりしけれはよに
ふうしるん侍りけるとのや

○按本朝要記云十二月八日
○按從四位下当作從四位上

二

堀河院天皇女御
贈皇太后宮藤原苡子
贈太政大臣實季女

世記康和五年正月十六日丙申今夜子剋女御有御産事皇子〈五條地高倉西右少辨頭顕隆朝臣宅也〉一天之歡何事如之哉廿五日乙巳上皇為令奉見皇子給御幸于女御殿〈日者御于顕季朝臣高松宅〉有勸賞〈正五位下藤通季右兵衛佐〉逢路之間世為壯観而己亥剋女御俄卒去〈春秋廿八從四位下也〉一日之哀樂相変視聽之處莫不悲歎者歟上皇忽又御幸令奉迎皇子給畢女御從四位上藤原朝臣苡子薨元女御者正二位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原實季卿女母前大宰大貳從三位藤原經平卿女也承徳二年十月廿九日初入内〈○按續世繼云十一月非〉十二月為女御〈康和元年正

同安延四五下五年正月十六日延喜宮皇好其後

康和二年正月十一日以後位記使地下四位 去康和元年於二年正月件
今使参議左中将口以後位記使地下四位 經忠朝臣
使等行向口家勘解由次官實義相逢云女御今夕
ノ
火葬鳥部野南出從若齋宮經六條大路若 大蔵大夫友實權少僧都
都定真已講永清為導師呪願 後朝了遣骨於木幡山陵云々 御骨大工權公
季實朝臣懸之 備十人 篭甚忌云々

位事一中畧一今度藤苡子 今上母実季卿女也去康和五年二月三日贈從二位今
日贈皇太后同日告山陵實季卿贈太政大臣正一位

日本紀下文云后如見右為尼仍無位記事也

右中記嘉承二年十二月十二日甲申今夜有贈后贈位事下官為勤仕荷前使参内之處俄可行件事者本奉行上卿民部卿俄被申障云々仍不勤荷前使 大外記使等備備也 予着奥座頭為房来御云前女御苡子贈皇太后、后父前大納言贈太政大臣正一位移着端座令官人敷軾膝突 幸在上間 左大臣依被行公事也仍令下數 召大内記則敦光来贈后贈位事御含、詔宣命位記等可令草之由御下、大内記敦光奉御、中畧 目使参議藤宰相俊忠本在仗座進来給贈后宣命了宰相退出之後召女納言 時俊財着膝突給贈官宣命并位記了使参議並少納言等相共向木幡墓所讀之云々 宰相使次官相具刑部權少輔忠清 修上

拾芥略要抄 十陵 後宇治贈皇太后苡子

女御卒 天仁元年七月七日廢 正月四日穩子
太后國忌可置同廿五日毋儀贈后國忌之由宣下
自二年正月始行之

中右記康和五年正月廿五日己亥天陰亥時許上野前司
邦宗令走使者告送云女御殿被取入邪氣無術咸
給者乍驚欲馳參之處雨脚殊甚往反有煩以
使相尋之間馳帰來云大略無術御事也者子剋
許民部卿為院御使被行向女御許皇子被迎奉
車院御方衛門督又扈從云〻 皇子還御院御于高松
西對之後子四點許女御遂以卒去年廿八
女御者名苡子故按察大納言藤實季卿女母前
大貳從三位藤經平女也去承德二年十月廿九日
初於高陽院皇居入內年廿三 十二月八日為女御

宮内省

康和二年正月十一日叙從四位下 去康和元年流産 今年正月十
六日夜誕生皇子其後不食之上頗煩邪氣有不例
事彼家隱此事不披露之間遂以有不吉事早
不祈請誠是愚慮也但運命有天又何為哉抑
今朝有僖幸之榮耀夕逢非常之哀哭誠則憂
喜聚門吉凶同域之謂歟世間無常宛如春夢
者也
二月三日壬子今日藏人以左中辨重資朝臣付内侍
藤惟子令奏女御卒去之由 但非殊奏儀今案所被行也 因之
從今日廢朝三日止音奏無御簾 但依御物忌自所無御簾也
又内裏穢氣之間祈年并諸社奉釋奠可從停
止之由以辨下宣旨於内大臣 被下外記 今日帥中納言 季仲
卿 參仗座女御殿可贈從二位宣下位記請印少納
言口〻中務少輔家光勤之宣命 件事等非先例宣命案所被行也
命使參議左中將口改位記使 地下四位前常陸介件縁忠朝臣
使等行向口家勘解由次官實義相逢云女御今夕
火葬鳥部野南此從苏齋宮經六條大路 苏大藏大夫友實權少僧
都定真已講永清為導師呪願 後朝子置骨於木幡山陵云〻 御骨木工權助
季實朝臣懸之 僧十人籠甚忌云〻

中右記永久六年正月十四日丁酉天晴 後聞今日新女御蒙立后宣

旨云々　廿六日己酉天晴今日女御立后也中略此間関白殿從二

西陣令参御前給人々多又被參々以藏人弁實光被

仰下云女御從三位藤原朝臣璋子可為中宮由可令載宣

命云々

鳥羽院天皇中宮
待賢門院 藤原璋子
大納言公實女
白河院天皇御猶子

保延五年十一月廿五日待賢門院供養 [illegible]

百練抄 大治五年十月廿五日待賢門院供養法金剛院 播磨守基隆造進之上皇臨幸 康治元年二月廿六日待賢門院於仁和

中右記 永久六年正月十四日丁酉 後聞今日新女御蒙立后宣旨云々 廿六日己酉 今日女御立后也 中宮 女御従三位藤原朝臣璋子可為中宮由可令載宣命者 大治五年十月十五日甲午 仁和寺女院御願寺供養 法金剛院

法皇打磬哭泣 然后群臣哭。廿三日丙申 待賢門院先入棺 次葬仁和寺三昧堂 其儀如存生 但群臣歩行 即安置石穴云々 西方當大将軍王相方云々 然而依御遺言猶奉渡云々

保延五年十一月廿五日待賢門院供養法金剛院御堂為萬歳御願云〻

鳥羽院天皇中宮
待賢門院 藤原璋子

大納言公實女
白河院天皇御猶子

百練抄 大治五年十月廿五日待賢門院供養法金剛院 播磨守基隆造進之上皇臨幸 康治元年二月廿六日待賢門院於仁和寺御堂御出家 久安元年八月廿二日待賢門院崩于二條高倉第 卅五 奉渡法金剛院北三昧堂

台記 久安元年八月廿二日乙未酉剋待賢門院崩 三條高倉第 上皇先之坐同所 病急告法皇 即車臨終 法皇打磬哭泣 然后群臣哭。廿三日丙申待賢門院先入棺 次葬仁和寺三昧堂 其儀如存生 但群臣歩行 即安置石穴云〻 西方當大将軍王相方云〻 然而依御遺言猶奉渡云〻

産部類云
康和五年月日
誕生

要記中宮藤璋子太上法皇猶子實故大納言公實卿女
母従二位藤光子但馬守隆方女　永久五年十二月
一日叙従三位　同十三日丙寅入内　同日着裳　元
永元年正月二十六日己酉為中宮鳥羽院后　天治元
年十一月二十四日改中宮為待賢門院年二十四　康治
元年二月二十六日於仁和寺法金剛院落飾為尼
御法名真如覧

編年記鳥羽院中宮璋子女権大納言公實卿女
永久六年正月廿六日立后　天治元年十一月廿四日
院号待賢門院二十四元中宮帝御母儀　久安元年八
月廿二日崩于三條高倉第四十五

園大暦 文和元年十二月五日下條 待賢門院鳥羽院皇后近衛院御継
母　久安元年八月廿二日御事同廿九日遣令奏廃
朝了今度公家不召錫紵 九月三日御灯依廃朝中停止同四日開
関解陣同七日廃朝以後政始

中宮御産部類引中右記云元永二年五月廿八日従
中宮大夫進資光告送云中宮従此夜半御産之氣
者乍驚出立日出之後参入院御所三條烏丸
亭中宮同御寝殿也右大臣右大将以下上達部殿
上人出仕之輩済々参集中略未時許人告送云中
宮只今皇有御産之危急氣馳車忩参之間於途
中下人走逢云御産已成了又次人々雜色相逢云皇
子降誕者乍悦馳参　抑皇子崇徳降誕之事誠為法皇

皇御為天下大慶也就中見曽孫皇子我朝未
有此例上皇大幸冠絶古今也

類聚雑要 大治五年(鳥羽)院并待(璋子)賢門院移御仁和寺殿

外記日記康治元年二月廿六日庚寅是日待賢門院(璋子)於仁和
寺法金剛院御所有御出家事 法名真如法 以僧正信證為戒師
弟子法親王被剃御髪 法皇(白河)并上皇同臨幸 中略 女院春秋四
十一

めなる御母女院は中宮璋子と申き 公實大納言の方
之女 鳥羽院の位におはしましゝとき 法皇(白河)の御むす
めとしてまゐり給へりき

又 (八重の汐路の巻) このゑのとの御母きさきに十九と申し

さみのとをうつしてまつらせ給ひて 皇子位につかせ
給ひてのちザこのみとしよ后のくらゐをさらせ給
て待賢門院と申しおなし國母と申せと白河院の
みむすめとてやしなひ申させ給ひけれはならひな
くさてのえさせ給ひき ましてて院号のはしめなとは
いのちのかきりもてなしきこえさせ給ひし おほくの
みこうみたてまつらせ給今の一院(後白河)の御母にておはしま
せしかとやんことなくおはしまん仁和寺に(法金剛院)御堂つく
らせ給ひその(金泥)一切経なとかゝせ給ひて康治二年
みくしおろさせ給ふ御名は真如法とつかせ給ふと
そ久安元年八月廿二日かくれさせ給ひき 中略 この
女院の御母は但馬守たかかた(隆方)のむすめの弁の女なり従二位光

皇御為天下大慶也就中見曽孫皇子我朝未
有此例上皇大幸冠絶古今也

類聚雜要 大治五年院（鳥羽）并待賢門院（璋子）移御仁和寺殿
法金剛院 東御所

今鏡 春のしらへの巻 仁和寺の女院（待賢門院）のはらの一の御子（崇徳）は位おりさ
せ給ひて新院ときこえさせ給ひしのちはさぬきにて
おはしましゝかはさぬきのみかとゝそきこえさせ給ふ
めり御母女院は中宮璋子と申き公實大納言の女
又鳥羽院の位におはしましゝとき法皇（白河）の御む
すめとしてまゐり給へりき

又 八重の汐路の巻 このゐんのとの御母きさき紀十九と申しゝかと
さみのとをうしてまつらせ給ひて皇子位につかせ
給ひてのちは此のほとしに后のくらゐをさらせ給
て待賢門院と申しおなし國母と申せと白河院の
御むすめとしてやしなひ申させ給ひけれはならひな
くそのえさせ給ひきまして院号のゝちもあなとい
いこのちのゆらもてなしきこえさせ給ひしおはくの
御子うみたてまつらせ給今の（後白河）院の御母にてわしま
せむいとやんことなくおはしましゝ仁和寺に御堂（法金剛院）つく
らせ給ふ（金泥）の一切経なとかゝせ給ひて康治二年
なくしおろさせ給ひ御名は真如法とつけ給ひしなと
そ久安元年八月廿二日かくれさせ給ひにき（中）この
女院の御母は但馬守（隆方）たかたの弁の女なり従二位光

子とくあらひあくよまあひ給へりし人はおいつすあり

愚管鈔四 さて白河院ハかの公實のむすめをとりて

此子すてもちせ給へりけるを鳥羽院ニ入内さ

せしておりすれ待賢門院と申ハこれなり 中宮 久

安元年八月廿六日まうらせ給ひまけるこの女院

ハ永久五年十二月十三日に入内十七日女御同六年

正月廿六日まろ立后あられける

小傳 待賢門院藤璋子 鳥羽后 崇德後白川母 大納

言公実卿女 母備中守隆光女従二位藤光子 永久五十

二一叙従三位 十八 同十七為女御 同六正廿六為中宮 十九

天治元十一廿四丁酉院號 廿五 康治元二廿六為尼 真如法 四十三

久安元八廿二御事 四十五或四十六

女院記 待賢門院璋子 權大納言藤原公實女 鳥羽

院妃 崇德 後白河二帝母儀 康和五年誕生永久

五年十二月一日從三位同月十三日入内 十五 年同月十七

日女御 同日着裳 同六年正月廿六日中宮 十六 年 天治

元年十一月廿四日待賢門院ト申 康治元年二月廿六

日仁和寺法金剛院ニテ出家 年四十二 法名真如法

久安元年八月廿三日御事アリ 年四十四

貴女抄 待賢門院璋子 天治元十一廿四院号 鳥羽后 崇德後白川

御母 公實女 白川院御猶子

高陽院
賀陽院
訂スヘシ

鳥羽院天皇皇后

賀陽院 藤原泰子 本名勲子

關白忠實公女 後房女

台記久壽二年十二月十六日己丑辰刻歸東三條高陽院御惱自夜前殊重云々酉刻許定法成寺修正行事有成朝臣執筆戌剋高陽院崩年六十一 十七日庚寅傳聞今夜亥剋高陽院入棺中略即奉遷福勝院其儀如尋常中略今夜奉埋福勝院護摩堂板敷下

百錬永治元年五月五日高陽院泰子御出家四十七入道前太政大臣女鳥太上天皇后

久壽二年十二月十六日高陽院崩于土御門第五十一埋福勝院護摩堂

皇紀皇后宮藤泰子前關白長女歳四十希代之例也長承三年三月十九日立后保延五年七月廿八日改皇

后宮為高陽院同七年五月五日於宇治小松出家四十七

要記皇后宮藤泰子鳥羽院后前太政大臣俊房女関白同母姉也太上天皇納之為后本名勲子 長承二年六月二十九日壬子叅太上天皇宮 同三年三月二日叙従四位下有准后事 同十九日己巳立后今日改勲子為泰子 保延五年七月二十八日停皇后宮為高陽院 同七年五月於宇治落飾為尼年四十七 久寿二年三月十六日崩年六十一

女院記高陽院泰子本名勲子知足院殿御女母従三位源師子土御門右大臣女准三后 嘉保二年誕生 長承二年六月廿九日太上天皇鳥羽下野几年卅九女御ト申 同三年三月二日叙従四位下准三宮 同月十九日皇后宮年四十 保延五年七月廿八日高陽院ト申 永治元年五月五日宇治小松別業ニテ出家年四十七 法名清浄理

久寿二年十二月十六日御事アリ 年六十一

愚管抄 鳥羽殿の御世よありて知足院殿ハむすめにこやつのへてとりいらせ給けるハ鳥羽院殿法本完とけんとく院履のちゝむすめ嘉陽院ハなかりまからせ給ひよける長承二年六月廿九日上皇の宮へいつら給て同三年三月十九日立后ありける白河院うせさせ給ひてのち五年ありてそともしも王子もえらすませ給はす

今鏡男山の あきとさきは宇治のきさきし御子あり

めてあはせてくおはしきおとゞの北のかたとなむきこゆる（知足院殿北方也）
かやはらの宮と申させ給ひてやしなひ申させ給ふ
又むすめのきみはしめ高陽院（高陽）とやし院やしなひ申させ給
叡子内親王ときこえさせ給へりしハうせさせ給
ひよき

又今鏡（うちきゝのせ）白河の院かくきこえさせ給てこほい
のとく殿のひめ君（泰子）そてまいり給ひて女御の宣
旨このうち給ひ皇后宮まいらせ給ひてのちハ院号
からえさせ給ひて高陽院（泰子）と申き院のちまかり
給へるを女御の宣ありてとやさしめてゐりけんき
さぬきの宮のうちあてのもの御幸ありて皇
后宮ひきうつりいらせ給ひし

高陽院　藤泰子本名勲子依衆難改之　鳥羽后知足院関白一女母右大臣
顕房公女従一位源師子　長承二六十九入上皇宮　卅九　同
三三二従四位下准三宮　卅　于時御名勲子　十九日為皇
后宮于時泰子保延五七廿八両年院號　五卅　同七五五為
尼　清浄理主　卅七　久壽二十二十六御事　年六十一

貴女抄　高陽院泰子　本名勲子保延五七廿八院号　鳥羽后知足院女

中右記長承三年三月一日辛亥天陰雨降　入夜従大殿（忠実）俄有
召則馳参　関白殿令渡合也是左右之事

めをあはせてくおもわきおとゝのむかしとらむとやこゝろ　知足院殿の御事歟
うやまひものゝ色ゆるさせ給ひてやしなひゆるさせ給ふ
又むすめのきみ　高陽院とやしなひゆるさせ給
いと敦子内親王ときこえさせ給へしいとせさせ給
ひよきき
又今鏡　すゑのよのせ　白河の院かくきこえさせ給ひて女御の宣
めのとの殿のひめ君　泰子　そてまうり給ひて女御の宣
旨このみうり給ふ皇后宮となり給ひてのちは院号
かうえさせ給ひて高陽院と申き院のちよかり
給へるを女御の宣旨いてもやちしめて侍りけんき
さきの宮のりあつてのこゝの御幸ありて皇
后宮ひきこもらせ給ひし

高陽院　藤泰子本名勲子依泉難改之　鳥羽后知足院関白一女母右大臣
顕房公女従一位源師子　長承二六十九入上皇宮　卅九同
三三二従四位下准三宮　卅　于時御名勲子　十九日為皇
后宮于時泰子　保延五七卅八丙午院號　五卅　同七五五為
尼　卅七　清浄理主　久寿二十二十六御事　年六十一
貴女抄　高陽院泰子　本名勲子保延五七卅八院号　鳥羽后知足院女
中右記長承三年三月一日辛亥天陰雨降入夜従大殿　忠実　俄有
召則馳参関白殿令渡給也是立后之事内〻議定　二
日壬子知信朝臣為大殿御使入来云　彼御名字太貳宴
光一所撰申君字勲字可用何字哉予申云君字勝由申
了猶勲字勝由重申了君字故一宮御名也仍憚之　今
[redacted]
夕大殿女子叙従四位下名勲子　中略　次件人有准三宮宣旨　治大
内記令作勅書給　十九日己巳天晴今日立后也　大殿之姫上皇之女御也名泰子
本名准后勲子依有其難改定泰子　太貳宴光撰　可中

長秋記長承二年六月廿九日壬子或人云前大相国此暁率姫君
北方自東三條殿渡土御門殿給 中略 有議上皇令入彼御方給
三年三月二日壬子晴以院女御叙従四位下有准后宣旨 十
九日己巳晴院立后従四位下勲子為皇后宮 中略 資信御右大臣
云以皇后宮為太皇太后宮以従四位下泰子為皇后宮之宣命可
件人本名勲子也而依改名

朝臣奉行云々今朝陰陽頭憲栄朝臣依入道殿仰中吉
日不及作法年被用新儀入道殿御定云々播磨守顕親
被奉讀之 略 中 令文高階朝臣頗其恐歎旨
宣旨下官令文可奉行之由其儀如例日御書可
春宮亮被参會 中 中宮亮入道殿御生文播磨
日康寅早旦参高陽院東十

二六号 穀

鳥羽院天皇皇后
美福門院 藤原得子
贈左大臣長実女

百錬 保元元年六月十二日美福門院御出家 永暦元
年十一月廿三日美福門院崩御四十 御骨奉渡高野
也鳥羽東殿故院令立御塔給為長卅内女院御骨

惟方卿記久安五年八月三日壬子雨降今日皇后宮有院御事
可奉称美福門院之由奉綸言帰参陣宣下 右大臣召外記
辨等次職事等任例被宣下云々

納言太宰権帥長実卿女太上天皇納之為后 保
延二年四月十九日叙従三位叡子為内親王日也 同五
年八月二十七日甲戌為女御 太子御母儀今日太子
入内給 永治元年十二月二十七日辛卯立后 天皇即位

已問至内之 下詞

長秋記長承二年六月廿九日壬子或人云前大相国此暁率姫君
北方自東三條殿渡土御門殿給中略有議上皇令入彼御方給
三年三月二日壬子晴以院女御叙従四位下有准后宣旨　十
九日己巳晴院立従四位下勲子為皇后宮中略資信仰左大臣
云以皇后宮為太皇太后宮以従四位下泰子（今子）為皇后宮之宣命可
令奏者件人本名勲子也而依衆難被改泰字叶思意　大臣召大内記令明被仰此
旨

人車記久寿二年十二月十六日己丑天晴今日酉剋高陽院崩
御于時御座土御門殿　去春以後御膳乖例常以不豫有増有減
已送旬月近曽陪増内外祈療遂以（日）繁多併忘験
力遂崩給了春秋六十一入道殿令触穢給了　十七
日庚寅早旦参高陽院四面閉門佇立東南掖門　干時
春宮亮被参会仲行謁亮入道殿御両三度往反播磨
守談下官今夕可奉移白川殿其儀如存日御幸可
被奉殯護摩堂云々中略今夕高陽院御葬送其儀省
略不及作法併被用新儀入道殿御定云々　播磨守顕親
朝臣奉行云々今朝陰陽頭憲栄朝臣依入道殿仰申吉

草稿用　内務省

時造棺素服裁縫同着時御出等也依無地鎮并次第事等不及勘文不召
別（別）陰陽師也於南町廰屋造御棺裁縫素服主典代俊弘
行之入夜持参御所中略自寝殿東面舁入御所次有御入棺
事女房役之次羞車御車例烟代装束等如常無事無相替事於寝殿東面
左右立屏風前役人等奉舁御棺次出御御車副如
常牛童持榻中略自高倉北行自正親町東行自法成
寺北面出堤南行自近衛末東行入御々堂南西門次
於護摩堂砌舁下御棺奉殯中央壇底次御車屏風
御座少々御物等令焼上之中略白川御堂令熊野領已問（向）
至内也随又被奉祝居其（山）宮了其中被奉殯頗有怖畏
欤加之彼護摩堂兼無此支度當時有議俄掘壇底不
調之不法之旁無便宜欤就中上皇御所近隣上下往反
路次也存日没後不渡御宇治親疎誹謗已無所謝欤偏
是入道殿御迷惑之至欤亦有着已実以可然云々

長秋記長承二年六月廿九日壬子或人云前大相國此曉率姫君
北方自東三條殿渡土御門殿給 中略 有議上皇令入彼御方給
三年三月二日壬子晴以院女御叙従四位下有准后宣旨 十
九日己巳明院立従四位下勲子為皇后宮 中略 資信御右大臣
令子 以皇后宮為太皇太后宮以従四位下泰子為皇后宮之宣命可

鳥羽院天皇皇后
美福門院 藤原得子
贈左大臣長実女

百錬 保元元年六月十二日美福門院御出家 永暦元
年十一月廿三日美福門院得子崩御四十 御骨奉渡高野
也鳥羽東殿故院令立御塔給為奉納女院御骨
也然而依御遺言如此云々

ミカ考　穀

要記皇后宮藤得子鳥羽院后美福門院故権中
納言太宰権帥長実卿女太上天皇納之為后 保
延二年四月十九日叙従三位叡子為内親王日也 同五
年八月二十七日甲戌為女御 太子御母儀 今日太子
入内給 永治元年十二月二十七日辛卯立后 天皇即位

今日上中宮為太皇大后宮久安五年八月三日改皇
后宮職為美福門院

女院記 美福門院得子 権中納言藤原長實卿女 贈左大臣
母堀川左大臣トシフサノ女 鳥羽院妃 近衛院母儀 永
久五年誕生 保延二年四月十九日従三位 同五年八月
廿七日女御 太子御母儀 今日太子入内 永治元年三
月七日准三后 同年十二月廿七日皇后宮 年廿五 天皇即位日 久
安五年八月三日美福門院ト申 保元元年 年四十 六月十二日
鳥羽離宮ニテ出家 年四十 法名真性空 永暦元年十
二月廿三日御事有 年四十四

保元物語 四月廿七日改元有テ保元ト申ケル 此比ヨリ
法皇御不豫ノ事アリ 偏ニ去年ノ秋近衛院先タヽセ
給ヒシ御歎ノ積ニヤト世人申ケレトモ 業病ト又サセ給
ヒケルナリ 日ニ随テ重ラセ給ヘハ 月ヲ追テ憑少ク見
エサセオハシマセハ 同六月十三日美福門院鳥羽成菩提院
御所ニテ御飾オロサセ給ヒ 現世後生ヲ憑思進ラセ
給フ 近衛院モ先タチ給ヒ 又偕老同穴ノ御契浅カラサリ
シ法皇モ御悩重ラセ給フ 御歎ノ餘ニ思召立トソ聞エ
シ 御戒師ニハ三瀧上人観空ソ参ラレケル 哀ナリシ事トモ
ナリ

今鏡 男山の院 鳥羽 おはしまいつゝもうときやうやくのことおも
ほしまして志のひてまかり給へるけのことおりましゝく
美福門院得子母堀川左大臣俊房女

やゝあきすゞりことも松たくらせ給さまふかく秋のまさ
せ給ひてとあくる給し 中略 保延五年まや侍りけんつちの
とのひつしろよし五月十八日よ女宮あくけうらある
玉のをのこ宮うまれさせ給ぬれは院のうちさ 近衛院 躰に
らふり世中もうらくまてよろこひあへるさまい
ちかきらし 中略 八月十七日春宮にたゝせ給ふ昭陽
舎に御志つらひありてたゝらせ給ふたまふは堀
川の大納言ふり給ふ御母のをちにおりてことにえ 師頼
らはせ給へるなり御母女御のせんしかゝり給ふ●
又むしの巻 このみやの御母は贈太政大臣長実中納言のむす
めなり得子皇后宮ときこえ給美福門院と申し 中略
女院は法皇の御やまひのむしろにはへくしおろさせ給

つきいまはのひしりとのきこえし戒の師と
きこえ侍し 中略 應保元年十一月廿三日にかくれさせ
せおはしましにきむらさきの雲たなひきてたえの
らうせさせおはしましけるとうけ給りし
このみや高野の御山にたのひて御こつをさせ
給ひてのちなからへしやつきはおくりまからせ
あひけるとなん

小傳 美福門院 藤得子 鳥羽后 近衛母 中納言長實卿女
母左大臣俊房公女 保延二四十九叙従三位 廿 同五五廿八奉
誕近衛院 同八廿八為女御 日年廿三 春宮入内 同七三七准三宮 永
治元十二廿七為皇后宮 日年廿五 天皇即位 久安五八三壬子院號 廿三
保元元六十二為尼 真性定 異本真浄空 四十 永暦元十一廿三御事 四十四

貴女抄　美福門院得子　久安五八　三院号　鳥羽后近衛御母長実

卿女

山槐記永暦元年十一月廿三日丁酉陰晴不定中略美福門院令崩給云々

日来御霊𦞂也中略亥刻許崩御云々　廿四日戊戌今夜美福

門院御葬送火葬云々自押小路殿白河渡御鳥羽東殿云々　十二

月六日庚戌宮内卿師綱朝臣語曰美福門院御骨奉渡

……殿元へ令已ニ立部塔二基

鳥羽院天皇皇妃

藤壷女御　橘某

修理大夫俊綱女

撰集抄　青蓮院の真誉と申ハ鳥羽院の末八の

宮伏見大夫俊綱の御娘藤壷の女御の御こ

にておはしましき女御ことのほかにあはせ給ふ

を彼御菩提のためとて七の御歳山へ上せおはし

ましけり智行めでたくて世の末には有難き

程に覚えさせ給へりしが法眼になさせ給ひて十

八とやらん長月の中の十日ばかりにいつともなく

失させ給ひき

伏見大夫訂スベシ

貴女抄 美福門院得子 久安五八 三院号 鳥羽后近衛御母長実卿女

山槐記永暦元年十一月廿三日丁酉陰晴不定 中略 美福門院今崩給云
〻日未御童髃也 中略 亥刻許崩御云〻 廿四日戊戌今夜美福
門院御葬送 火葬 云〻自押小路殿 白河 渡御鳥羽東殿云〻 十二
月六日庚戌宮内卿師綱朝臣語曰美福門院御骨奉渡
高野御山依御遺言也而鳥羽東殿故院令起立御塔二基
一基被納故院御骨今一基此女院御料也然而可置高野
由有御意趣云〻而彼御塔 件塔三昧僧六口開故院 三昧僧六口合力奉留御骨許
申仍遣重方被御子細之處申云然者可分置御骨捨両
所此儀又以外事也御骨雖不御座御塔之昧僧者不
忽之由觸〻被仰含仍去二日遂奉渡高野云〻 廿一
日乙丑今日美福門院遺令奏以云〻 中略 被固関警固廃朝
云〻日云〻

伏見大夫訂スヘシ

鳥羽院天皇皇妃
藤壷女御 橘基 修理大夫俊綱女

撰集抄青蓮院の真誉と申は鳥羽院の未八の
宮伏見大夫俊綱の御娘藤壷の女御のこと
まておはしましき女御ちのあくあらせ給しの
を彼御菩提のためとて七の御歳山へ上せおい
しまひけり智行めでたくて世のまうけは有難き
程に覚えさせ給へりし法眼あらせ給て十
八と申ける長月の中の十日ばかりいつとなく
失させ給ひき

伏見大夫訂スヘシ

鳥羽院天皇皇妃

藤壷女御 橘某

修理大夫俊綱女

撰集抄青蓮院の真誉と申ハ鳥羽院の末八の
宮伏見大夫俊綱の御娘藤壷の女御のミこ
にておハしましき女御はかなくならせ給ひしの
を彼御菩提のためとて七の御歳山へ上せおハし
ましけり智行めでたくて世のおぼえは有難き
程に覚えさせ給へりし法眼になさせ給ひて十
八と申ける長月の中の十日比なんいづちともなく
失させ給ひにき

固辭警固廢朝三ヶ日云〻

諸陵徴

大咊国

三

崇徳院天皇中宮

皇嘉門院　藤聖子

関白忠通女

長秋記云長女従三位聖子

中右記大治四年正月九日戊子天陰雨下朝間殊陰申時以後天快晴四望明摂政殿姫君入内給也　十六日乙未天晴未時許相具中将参内中暑右府別当扈従人々着仗座頭弁来仰云従三位藤原朝臣聖子可為女御右大臣奉勅召左中弁実光朝臣仰件旨　五年二月九日壬午天陰今日関白殿女御可有立后宣旨也　廿一日甲午立女御従三位藤聖子為中宮年九

知信朝臣記大治五年二月九日壬午女御殿蒙立后宣旨　廿一日

甲午立后

詮子

此中執柄之女十二人大臣女二人九條右大臣大納言一人済時娍子右大臣女二人公実璋子

母后八人班子女王穏子安子彰子禔子内親王賢子源璋子

一年之内立后二ケ度

例寛弘九年長和元二月藤妍子四月藤娍子長暦元年二月禎子内親王三月嫄子

詮子

中右記大治五年十月廿五日甲午立女御従三位藤聖子為中
宮〔九年〕關白忠通長女母従三位藤宗子故大納言宗通卿女
也當時執柄之女子立后永承六年四条宮之後八十
年間久絶之處今度初有事誠是藤氏之中興時
歟大宮右大臣殿之末葉皇后初立給一家光美後代
之美談也上古國史以後[illegible]年[illegible]年間立后廿
人皇女源氏十人此中大納言女一人〔顕房 賢子〕藤氏十[illegible]
此中執柄之女十二人大臣女二人〔九條右大臣 大納言 公実 璋子 済時 娍子〕
母后八人〔嫄子女王 禔子 安子 彰子 禔子内親王 賢子 源璋子〕一年之内立后二ケ度
例寛仁九年〔長和元〕〔二月藤妍子 四月藤娍子〕長暦元年〔二月禎子内親王 三月嫄子〕

[illegible]廿一日甲午[illegible]
[illegible]年二月[illegible]日壬午[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十六日乙未[illegible]

諸陵徴

大和国

三

永治元年十二月二十七日辛卯為二大后宮一

要記中宮藤聖子摂政忠通女母権大納言宗通卿女
大治三年十一月九日叙従三位同四年正月九日入
内九歳同十六日為女御同五年二月二十一日立后
天皇即位日令度擬母儀久安六年二月二十六日
改皇大后宮職為皇嘉門院保元元年十月十
一日出家崇徳院后也
女院部類皇嘉門院仁安二年五月廿三日辞封戸
養和元年十二月五日崩 六十一歳
皇紀皇嘉門院養和元年十二月五日崩于九條
殿歳六十二
貴女皇嘉門院聖子 久安六二廿七院号 法名蓮覚 崇徳后 法性寺
女

女院記皇嘉門院聖子法性寺殿御女母従一位藤原宗子
宗通卿女崇徳院后准三宮保安二年誕生大治三年
十一月九日従三位同四年正月九日入内九年同月十六日女
御同五年二月廿一日中宮年十 永治元年十二月廿七日
皇太后 天皇即位日擬母儀 久安六年二月廿七日皇嘉門院ト申
保元元年十月十一日法性別業ニテ為尼年卅五 サケ 云
々長寛元年十二月廿六日九條亭ニテ出家養和元
年十二月八日御事アリ年六十
百錬保元元年十月一日皇嘉門院聖子御出家 長寛元年
十二月廿六日此日皇嘉門院御出家年来令無給
今日被剃頭 養和元年辛丑十二月五日皇嘉門
院崩 六十 長女 崇徳院后 法性寺入道

りましゝちゝのおとゝも此の関白になりましかは家
のかゝるさはあろひまつ孫にみかと世給ふなりしまゝにつけ
ついむつかしう侍りいつることもいてのおほかく侍らん
又つかひ合せの巻 かの兄のとくらゐおりさせ給ひしは皇太后（聖子）
宮になりせ給ひりき、この忠の兄のとの御はゝも母后
まく内にあやおはしましき中宮と申しときこの忠
のとの春宮にはましまふてつゝやの女房たち
つかさきこえかゝりくをうきことゝもを侍り中宮新院（崇徳）
とかくありましてのちこの女院は御くしおろさせ
給ひてけりとあんきこえさせ給ふ
続古事談一 皇嘉門院の御名は聖子なり、聖はきよむと
いふよみあり、王子をきよむとつけたてまつりけるを

草稿用

内務省

玉海養和元年十一月廿九日辛丑入夜女院女房告送云御風氣
御云々仍馳參殊六借御仍所々修御誦經又有護身整而令
落居給　廿日壬寅天晴早旦女房告送云今朝猶不快御云々
即辰時許馳參御心地雖無殊事御食事不通又殊辛御坐云々
極以為歎　十二月三日乙巳天晴今日殊有御滅御受戒如
昨日今日殊令念佛給（中略）又御眼精頗令替給了於今者無甚
憑請聖人余相共奉勸念佛能令唱給（但不出御聲微音令唱給也）臺識法
僧於障外合數此後不增不減及亥刻少御汗出（日未一切御汗不出）
也成奇之處寅刻遂以崩御々心神安穩手取五色旗心
係九品望安然而令入滅給了聖人及余伺候左右唱念佛

草稿用　内務省

尊忠僧都候御傍滿不動咒御臨終之次第如思實神妙也
昨日御有相叶可然事也　五日丁未天晴風吹寅刻御閉眼
以後聖人退出猶整不止合數二位中將自去二日伺候崩御之
刻不候合御前即被退出了（中略）此間今夜御葬礼并籠僧已
下事被沙汰偏以嗚咽敢不能成敗只溺涙愁行雜事御沒
後事先年併被書置了仍不出異議不可憚用之由雖載
遺言明日可入土用仍今夜可有葬礼也且是三ケ日之
内可有此儀之由同有御遺言之故也（中略）先日以吉日堀始其
穴仍不及日次之沙汰今度御惱之時兼日有沙汰也（中略）及已終御
倚冷給了仍奉直御座其儀先改御衣（中略）新御小袖之上置日来

草稿用　内務省

令懸給御袈裟并菩提子念誦其上奉引覆新合御衣（奉引隱御首也）
件事等女房二人（洞院局別當局）使之（中略）副南西障子北首奉置之（中略）御
入棺事（中略）自御筵奉舁入御棺（中略）次僧都取野草衣奉覆之奉押
合左右御頸引覆御首也次自御下方漸奉引拔合御衣（元奉覆御衣也）
御小袖袈裟念誦等如本次甚裾方同能奉押合次入真言次入
御護（已上入御枕上方也）次入五衣（中略）次掩御棺蓋次打釘（中略）次掩把衣次女房
退入次召ムム相共以布（一丈）縢御棺（中略）縢了御跡方結之（中略）渡御
御墓所事奉乘御車了余及大將同車（中略）參會最勝金
剛院御所（中略）奉待之依為尋常御幸之儀路間不步行先例
也且又甚路有種々上陽河水依便宜也即御車（中略）廻御車北

草稿用　内務省

面出御自東門（為如在之礼之時不壊築垣例也　但用小門也仍用東門）自御所南小路（号今小路）
東行自富小路南行自河原東行至于大和大路東折入御（小路）
自最勝金剛院西面北四足路之門（中略）自御所并御堂之前（南方）
東行自南山路南行自此路口除召人之外共人皆悉留之（中略）御（也）
葬礼事立定御車之後於御車後（元南頭也）有導師咒願事（中略）此
間消近邊松明等次放御車トコ奉居穴際仍役人五人（其外加侍等）奉

退入次召ム〻相共以布（中略）縢御棺（中略）縢了御迹方結之（中略）渡御

御墓一所事了奉乗御車了余及大将同車（中略）参會寂勝金

剛院御一所（中略）奉待之依為尋常御幸之儀路間不歩行先例

也且又其路有種々上陽河水依便宜也即御車（中略）廻御車北

草稿用　内務省

面出御自東門（為如右之礼之時不壊築垣例也但用小門也仍用東門）自御一所南小路（今号小路）

東行自富小路南行自河原東行至于大和大路東折入御

自寂勝金剛院西面北四足路之門（中略）自御一所并御堂之前（南方）

也東行自南山路南行自此路口除役人之外共人皆悉留之（中略）御

葬礼事立定御車之後於御車後（穴南頭也）有導師呪願事（中略）此

間清近辺松明等次放御車トコ奉居穴際仍役人五人（其外加侍等）奉

舁出御棺（有莚道薦）整定奉居穴南際鮮縢布切中懸御棺上

下又儲他布（四丈）懸中役人五人侍一人取布端々（他侍等扶持之）又漸奉

沈穴底（北首）畢次余取鋤入土之度次大将同前此後役人等次才

如此（中略）其後侍等埋之寄人夫早速為終也漸及終頭且立廻

釘抜其上立石卒都婆（自御平生昔被造儲御手令書銘給也）此間例時僧等且

退帰其後余及大将帰宅依俗説用他道経山（中略）道出自西面南

八足門也　寿永元年四月十六日丙辰陰晴不定此日如法経

終写功奉埋寂勝金剛院山（故女院御墓所近辺也）先奉書終之後

余書願文并名帳奉入筒了（中略）余大将僧都同車向法性

寺自他道参會也自御所門内歩行輿僧奉埋之後以石（兼運）

置之築垣其上立五輪塔（法性寺座主被書梵字也）其後於御墓一所読阿弥

陀経了

草稿用　内務省

今鏡　濱千鳥の巻　さぬきの尼このとの御ときの中宮聖子と
申はきこえ宗子のまんなのひとりうみそてまいらせ給へるそ
うへその御はらは宗通むねみちの大納言の御むすめあさき
すゑのすりのかみの御むすめのそらあるを法性寺殿に
そてまいり給へりきこの女院さぬきの尼のとくらゐにまれ

りましいちゝの相もちの関白になりましゝかは家
のゆかりにゆあらひかつ孫に立せ給ふなりしよつけ
つゝむうらわりいつることもいてのなわかく侍らん
又つくひ合せの巻　かのえのとくらゐわかせ給ひしは皇太后聖子
宮にあこのらせ給ひりきこの尼の尼となる御はゝも母后
まく内にあやおりましき中宮ときこゆる
のこのところ春宮になりましにふしやの女房ともの
つゐさきこえかりくなりきことしもちなり中宮新院皇嘉
とかくありましてのちこの女院は御くしおろさせ
給ひてけりとあんきこえさせ給ふ
続古事談一　皇嘉門院の御名は聖子なり御はちらむと
いふよこあり王子をいらむとつけそてまつりけるを

或人難していはく聖のみつくりハ王にあらず

とさ文字ありけれはもありといふようありもありき

子をもちることはうらむさしかるものもありと云けるに

とよゞあらぬ事にあらん聖の身に感てゆる

あまく世をひしめくほどに水を持かへらすませ

給ふなりかゝる事ハさのことハ侍るまじきと

してもありき子ありけるいと不思議の事ありけり

小伝 皇嘉門院 藤聖子 崇徳后 近衛准母 法性寺関白第

一女 母大納言宗通卿女従三位藤宗子 大治三十一九叙従三位

十二年 … 寿永元十二廿 … 崩 … 四十

近衛院天皇皇后

皇后宮 藤多子

大炊御門右大臣公能女 實左大臣頼長養女

百錬 久安六年正月十日左大臣頼長女多子入内 実権中納言公能女

編年記 近衛院皇后藤多子 左大臣頼長女 實権中納言公能卿女 久安六年正月十日入内 三月十四日立后 年十一 保元元年十月廿七日為皇太后 同二年二月三日為太皇大后 永暦元年正月廿六日入内 建仁元年十二月

大将女

兵範記 保元三年二月三日甲午 有立后事 大皇大后宮 元皇大后宮 右

従三位為皇后宮大納言公能女為左大臣為養女

皇記 太皇大后多子 元近衛院后宮

或人難していはく聖のちからのつくりハ王にあらん壬
と云文字あり壬ならはむかしといふよみありむかしき
子をたとへならむにはなをたてのとありと云けるに
とはいへあらぬ事にあらん此程の用に成て此頃
あまくもとひしめくほとに水をわたらのようませ
給ふなりかゝる事ハさのみこそハ侍るなれとき
してもあしき子ありけるいと不思議の事ありけり

小伝 皇嘉門院 藤聖子 崇徳后 近衛准母 法性寺関白第
一女 母大納言宗通卿女 従三位藤宗子 大治三十一九叙従三位
八 同四正十六為女御 九 同五二廿一為中宮 永治元十二廿七
為皇太后 天皇即位日 年廿一 久安六二廿七甲戌院号 廿九 保元
十一垂尼 清浄恵 長寛元十二廿六為尼 四十二 養和元十二五
御事 六十 年

皇后宮 藤多子 大炊御門右大臣 實左大臣頼長養女 公能女

百錬 久安六年正月十日左大臣 頼長 女 多子 入内 実権中納言公能女

編年記 近衛院皇后藤多子 左大臣頼長女 實権中納言
言公能卿女 久安六年正月十日入内 三月十四日立后 年十
一 保元元年十月廿七日為皇太后 同二年二月三日為
太皇大后 永暦元年正月廿六日入内 建仁元年十二月

兵範記 保元三年二月三日甲午 有立后事 大皇大后宮 元皇太后宮 右大将女

従三位為皇后宮大納言公能女 為左大臣為養女

皇紀 太皇大后多子 元尼 近衛院后宮

或人難していはく聖のつくりハ王にあらん壬
と云文字ありけれはもとはふよしありしかあき
子をならくうらむしゆ名をくのありと云けるは
とはいふあらぬ事にあらん此君の御ね成てゆかし
あまくにといしめくほとに水を称かくのようまゆせ
絡まかりかゝる事ハさのミにつり侍るよちこ
してもありき子ありけるいと不思議の事ありけり

小伝 皇嘉門院 藤聖子 崇徳后 近衛准母 法性寺関白第一女 母大納言宗通卿女従三位藤宗子 大治三十一九叙従三位

[illegible]

御事 十 年 [illegible]

十一 [illegible] 寛元十二 [illegible]

近衛院天皇皇后

皇后宮 藤多子 大炊御門右大臣公能女 実左大臣頼長養女

百錬 久安六年正月十日左大臣女入内 実権中納言公能女

編年記 近衛院皇后藤多子左大臣頼長女実権中納言公能卿女久安六年正月十日入内三月十四日立后年十一保元元年十月廿七日為皇太后同二年二月三日為太皇大后永暦元年正月廿六日入内建仁元年十二月廿四日崩六十二

要記 皇后宮藤多子帝后久安六年三月十四日改女御従三位為皇后宮大納言公能女為左大臣為養女

皇紀 太皇大后多子 元近衛院后宮

台記別記久安四年八月九日甲子今日女子多子年九叙従三位本無位
六年正月四日壬午中略擇申可参内給日時今月十日戊子　十
九日丁酉中略次着陣卿相両三来着即令敷勝寛次公通朝臣
来御目従三位藤原多子為女御者余召右少弁範家御
定　廿八日丙午是日三位蒙輦車宣旨

今鏡宮城野の巻　三の君（多子）ハ宇治のたのおとゝ（頼長）のきてのうと
乃ちゝれとゝのおいもうとよおれハすまは御子に奉
り給ひて近衛のミかとの御ときあるやうにきさき
まに十二すゝきさせ給へり

近衛院天皇皇后
九條院　藤呈子
太政大臣伊通女
法性寺殿の養女

玉海仁安三年三月十四日丙子今日院號定上卿左府事等被行
中略次左府直着端坐次職事頭弁信範朝臣着軾仰故皇太后宮
職可有院號之由可定申之由左府向官末參議右大弁実綱朝臣
示宣旨之趣實綱發言止皇太后宮職可為院號者九
條院可宜云々中略次招職事令一度問人々申狀職事關之參
上奏聞次歸來仰之止皇太后宮職可為九條院者以進屬可
院司年官年爵如舊者次左府召外記仰之

要記ニ載ス

四癸酉院號安元二七八御事　二四十

逝之日來脚病之上赤痢病云々

台記別記久安四年八月九日甲子今日女子多子年九叙従三位本無位
六年正月四日壬午中略擇申可参内給日時今月十日戊子 十
九日丁酉中略次着陣卿相両三来着即令敷勝実次公通朝臣
来仰曰従三位藤原多子為女御者余召右少弁範家仰
之
廿八日丙午是日三位蒙輦車宣旨

今鏡宮城野の巻 三の君多子ハ宇治のおとゝ頼長のきてみのうこ
乃ちゝれとゝのおいもうとよまれハすきは御子みゝ奉
り給ひて近衛のミかとの御ときあまゐぬまうさき
ま十一まくききにまてち給へり

平家物語

玉海仁安三年三月十四日丙子今日院號定上卿左府事等被行
中略次左府直着端坐次職事頭弁信範朝臣着軾仰下改皇太后宮
職可有院號之由可定申之由左府向官末参議右大弁実綱朝臣
示宣旨之趣実綱発言止皇太后宮職可為院號者九
條院可宜云々中略次招職事令一度問人々申狀職事閲之参
上奏聞次帰来仰之止皇太后宮職可為九條院者以進属可
院司年官年爵如舊者次左府召外記仰之

逝之日來脚病之上赤痢病云々

四癸酉院號安元二七八御事 二四十

要記之載之

台記別記久安四年八月九日甲子今日女子多子年九叙従三位本無位
六年正月四日壬午中略撰申可参内給日時今月十日戊子 十
九日丁酉中略次着陣卿相両三来着即令数勝突次公道朝臣
来御因従三位藤原多子為女御者余召右少弁範家仰
之
廿八日丙午是日三位蒙輦車宣旨

今鏡宮城野の巻 三の君多子ハ宇治のたのおとゝ頼長のきてのこのこ
乃ちゝれとゝのゝいもうとなれハすゑは御子のみ奉
り給ひて近衛のミかとの御ときおほきさき
まで十一すゝきたまふ給へり

平家物語

近衛院天皇皇后
九條院 藤呈子
大政大臣伊通女
法性寺殿の養子

玉海仁安三年三月十四日丙子天陰終日雨降中略招職事令
一度問人々申状職事閲之参上奏聞次帰来仰之止皇大
后宮職可為九條院者以近属可院司年官年爵如旧者
次左府召外記仰之

玉海安元二年九月十九日辛酉雨下中略今日辰刻九條院崩
逝之日来脚病之上赤痢病云々

四条西院號安元二七八御事 二十四

雲記之載之

要記之載之

台記別記久安四年八月九日甲子今日女子多子年九叙従三位本無位

六年正月四日壬午中略擇申可参内給日時今月十日戊子　十

九日丁酉中略次着陣卿相兩三来着即令敷膝突次公道朝臣

来仰曰従三位藤原多子為女御者余召右少弁範家仰

之　廿八日丙午是日三位蒙輦車宣旨

今鏡 宮城野の巻 三の君（多子）ハ宇治のたのおとゝ（頼長）のきさいのうち

乃ちにとりのかいもりとなれいすきは御子み奉

り給ひて近衛のみかとの御ときあ女御にやうさき

ま十一にてきさきにたち給へり

近衛院天皇皇后

九條院 藤呈子

太政大臣伊通女

法性寺殿の養女

百錬 久寿二年八月十五日中宮呈子（九條院）御出家 廿五 安

元二年九月十九日九條院崩御 四十六 九条太政大臣女 近衛院正妃

小傳 九條院藤呈子 近衛后 太政大臣伊通公女 法性寺関

白為子 母権中納言顕隆女 久安六二十六叙従三位 十九

四月廿八為女御 六月廿二為中宮 久寿二八十五為

尼（以下八字二行）「御悩 年廿五 清浄観」今年七廿三近衛院御事

保元十廿七為皇后宮 同三二三為皇太后 仁安三三十

四癸酉院號 安元二七八御事 二四十

編年記 近衛院中宮呈子 関白養女 実権大納言伊通卿女

久安六年四月廿一日入内 六月廿一日立后 廿八歳 二年入

台記 久安六年六月廿二日丁卯今日有立后事（中略）良久範宗来

伝勅曰以女御従三位藤原朝臣為皇后仍例作宣命（余問其名）

答曰呈子 即召大内記長光未参良久参入仰曰以女従（御）三位

藤原朝臣呈子為皇后作進宣命須臾持参宣命草使

範宗奏之移時刻返給（中略）仰右大臣及諸卿依召向摂政

直廬任宮司

兵範記 保元三年二月三日甲午有立后事（中略）皇太后宮（元皇后宮 左大臣女）

の御せうとのむすめなれば御子みし奉りておは

かくしきこしといどこのわたりもなど（忠通）あ

まおとゞとの（頼長）御むすめのよくもおりまさらぬいと

いまそかりけるを関白殿こそうちのひとつみおこし

とへに中宮の（呈子）むすめ給ひて皇后宮（多子）の御方を

いうとくおはしける

又弓のはこの巻 ころのむかしみちの大納言の御娘にかはせし

太政大臣伊通のおとゞおはしき（中略）御むすめ（呈子）のこの

君のえうとの御時女御にまゐり給ひて后に

たち給ひてそのとかくまゐらせ給ひしなれど

しおろし給ひて後九条院と申すなるべし法性寺

殿の御子とてまゐり給へりしと聞えきこえ侍りしの御

子なればいとめでたき御名あり

貴女 九条院呈子 仁安三三十四院号 近衛后 伊通公女

編年記　近衛院中宮呈子　関白養女実ハ権大納言伊通卿女
久安六年四月廿一日入内六月廿一日立后廿久寿二年八
月十五日出家依帝崩御也保元元年十二月廿七日為
皇后宮同三年二月三日為皇太后

今鏡　男山の巻　摂政（忠通）殿の御おとゝ（頼長）の左のおとゝ女御（多子）こそ
てまいらせ給て皇后宮にたち給ひぬなりにしかは
すゝめありしにや院よりおほせことありて大
納言（伊通）のむすめ（九条院呈子）関白（忠通）殿の御子とてきさき（宗子）の政所
のおほせことのむすめあまたは御子みし奉りおはしけれ
このしきさいとこのかとなりしとのあ（忠通）
まおとゝ（頼長）の御むすめのよくしおはしまさはいと

ゝ給てわたりのさまに関白殿とうちのひとつみくひ
とへし中宮（呈子）のしらせ給ひて皇后宮（多子）の御方を
いうとくおはしましける

又　弓の巻　このころのむかしみちの大納言の次郎卿にかはせし
太政大臣伊通のおとゝおはしき　中略　御むすめ（呈子）この
みのえうとの御時女御にまいり給ひて後后に
たち給ひてこのとかく出家させ給ひてのちは院く
しおはし給てのち九条院ときこえし法性寺
殿の御子とてまいり給へるも后にならせ給へるの御
子なきはいとめてたき御事なり

貴女　九条院呈子　仁安三三十四院号　近衛后伊通公女

母ノ女ノ訛

女院記子呈　法性寺殿御母實者大政大臣伊通公女　母権中
納言顕隆卿女　近衛院妃　保安二年十二月廿二日誕生久安
六年二月十六日従三位同年四月廿一日入内年廿　同月廿六日
女御同年六月廿二日中宮久壽二年八月十五日尼年卅四
保元元年十月廿七日皇后宮同三年二月三日皇太后宮仁
安三年三月十四日九条院卜申安元二年七月九日御事
アリ年四十六

後白河院天皇皇后
皇太后宮　藤原忻子　右大臣公能女

人車記久壽二年十月廿六日庚子今夜女御〻方有露顕事
還宮以後主上渡御被下女御宣旨従四位上藤原忻子被補
家司職了

〻御名ハ忻子とゝある也〻

要記皇后宮忻子帝后保元々年十月二十七日為皇后右

玉海嘉安二年二月十日乙酉此日有冊命皇后事以皇后宮為皇太后宮

編年記後白河院中宮忻子久壽二年十月二日入内保元
元年十月廿七日立后廿三同四年四月廿一日為皇后宮承
安二年二月十日為皇太后承元三年八月十二日崩七十六

母ハ女ノ訛

女院記 呈子 法性寺殿御母實者大政大臣伊通公女 母權中
納言顕隆卿女 近衛院妃 保安二年十二月廿二日誕生久安
六年二月十六日從三位同年四月廿一日入内 年廿 同月廿八日
女御 同年六月廿二日中宮 久壽二年八月十五日尼 年廿四
保元元年十月廿七日皇后宮 同三年二月三日皇太后宮 仁
安三年三月十四日九条院ト申 安元二年七月九日御事
アリ 年四十六

後白河院天皇皇后
皇太后宮 藤原忻子 右大臣公能女
今鏡の宮城野の巻 このおとゝ(公能)の御むすめ 俊忠中納言のむすめ
のはらに四人おはしけるときこえ給ふ おほいきみハ後の皇后宮
におはしますとてこの院の位の御時にきさきにたち給
ふ御名ハ忻子とそある也
要記 皇后宮忻子帝后 保元々年十月二十七日為皇后 右
大將公能女多子姉也
編年記 後白河院中宮忻子久壽二年十月二日入内 保元
元年十月廿七日立后 廿三 同四年四月廿一日為皇后宮 承
安二年二月十日為皇太后 承元三年八月十二日崩 七十六

玉蘂嘉元々年八月十四日乙亥或人云皇太后宮忻子崩給
了云々

後白河院天皇女御
建春門院 平滋子
贈左大臣時信女

百廿練 仁安二年正月廿日今日東宮母儀三位滋子蒙女御

愚昧記仁安三年正月廿日天晴今夜三位殿有女御宣旨
云々 勅使頭辨参進申次右京大夫定隆朝臣預 勅使着座
先是敷座諸大夫役之 大理取禄授之勅使下地再拝了退出

后帝母 天下諒闇上皇御歎息葬新法華堂平生所被
営造也但未作事等臨期終其功 八月廿五日前建春門
院法華堂供養
吉記安元二年六月十七日庚寅女院御悩今朝又令見出
二禁給御指又御封并年官年爵等可被辞申 廿七
日庚子自今日女院限七ケ日有御受戒佛厳聖人奉

玉葉嘉元元年八月十四日乙亥或人云皇太后宮忻子崩給

了云々

後白河院天皇女御

建春門院 平滋子 贈左大臣時信女

百錬 仁安二年正月廿日今日東宮母儀三位滋子蒙女御
宣旨 作安 同三年三月廿日女御従三位滋子 廿七 為皇太后
宮 元皇太后宮去十四日号九条院今日新帝即位也 安元二年六月十八日被行非
常赦依建春門院御悩也 七月八日建春門院崩御 卅五
帝母 后 天下諒闇上皇御歎息 新法中華堂 平生所被
営造也 但未作事等臨期終其功 八月廿五日前建春門
院法華堂供養

吉記 安元二年六月十七日庚寅女院御悩今朝又令見出
二禁給御指 又御封并年官年爵等可被辞申 廿七
日庚子自今日女院限七ケ日有御受戒 佛厳聖人奉

按之此事日来一所中行也
女院記建春門院滋子兵部権大輔平時信女母権中納言顕頼
卿女後白河院妃高倉院母儀康治元年誕生仁安元年十
月廿一日従三位モトヨリ院内ニ少弁ト申ニヨリテ入内ノ儀ナシ同二年正月廿日女
御太子母儀今日太子拝覲仁安三年三月廿日皇太后
宮嘉應元年四月十二日建春門院ト申安元二年七月
八日御事年三十五天下諒闇
要記建春門院滋子高倉帝母後白河院后仁安三年閏三月二十
日改女御為皇太后嘉應元年月日改皇太后為建
春門院安元二年七月八日崩于法住寺殿年三十
五

著聞五 建春門院ハ兵部大輔時信か女あり小弁とて
後白河院に候せ給けり御寵愛ありて高倉院を
うみ奉らせ給ひけり
今鏡二葉の松の巻 今ハ帝（高倉）の御事申しそへ侍らく
侍れとはゞかりおほくおほえ侍れば事あやしくはへれと
申すにあらむ当代ハ一院（後白河）の御子御母ハ皇后宮（建春門院）滋子とき
こえさせ給ふ贈左大臣平時信のおとゝ乃むすめおは
り中略御母きさきの宮をとうこ奉り給て五六年を
このミハや女御ときこえさせ給て仁安三年とし
しやよひのころ皇大后宮にならせ給へりいまハ女院と
申とそ中略このきさきの御ちゝあきすけの民部卿の御む

後白河院天皇皇妃（女御） 大納言経実女 左大臣有仁養女

贈皇太后宮 藤原懿子

実記 二条天皇後白河第一子母女御懿子正二位 大納言経実女康治二年六月十七日誕生三条東洞院

第（二）母儀同二十四日薨

今鏡 花園のにほひの巻 二条院 このみかとの御母は大納言経実の御むすめ そのうへは春宮大夫公実の御むすめなり その大納言の中の君は花そのゝ左のおとゝの北のかたにおはしき 姫君をうみて院のいまたとく〱ありしよりはさてかはらせさりしありそのみかとうみたてまつりてうせ給ひまて后の位をおくらせ給て贈皇太后宮懿子とやまうすなるへし 御おやの按察大納言もお

すゑは松たてまつるあるしらいぶみえことの御たて
かるみいへまくおりまれのとよあらそきこえまつのへなま
りなのへうちて春のはしくこゝまありなへるあるへし

貴女卅 建春門院滋子 嘉應元四十六院号 後白河后高倉御母平時
信女
小傳 建春門院平滋子 後白河后高倉母兵部少輔平時
信女母民部卿顕頼女 仁安元十廿一叙従三位同二正二為
女御同三三廿為皇太后 天皇即位日 嘉應元四十二戊戌院
號

顕廣王記安元二年七月八日辛亥建春門院崩給年卅五 生来
飲水之上六月八日己後癰病深重也今日遂以早世天下如暗
数壇修法千万祈禱無其験院號封戸皆悉辞退臨于時
出家云々　十日癸丑女院御葬送也無礼儀無行障無歩障
公卿三人左衛門督殿 別当兵部〻〻 殿上人八人権右中辨行事蓮華王院東
不日造法華堂被立所〻云〻事不及廣聴為密儀云〻

玉海安元二年六月十七日庚寅天晴早旦基輔参女院帰来云
院中物忩又他所令出給云〻仍及晩参入信基語云更元
御増於本體物者今朝御針膿計快出了御背聊物雖出
給強非大事物云〻但今日被辞申院號年官爵封戸等
了　七月七日庚戌天晴或人云女院又出瘡給又御肱腫云
〻醫師申有故之由但本躰物御減来九日可飡蛭云〻
八日辛亥午刻許下人云建春門院絶入云〻中略申終帰家整
休息之間人走来告云女院只今崩御相次少納言信季中送
云只今酉刻已一定也不能左右云〻　十日癸丑天晴此日
前建春門院御葬礼也中略蓮華王院東造法華之昧堂
每事省略仍先無被定雑事云〻

草稿　内務省

今日中造畢 其下堀土安石辛櫃奉蔵其中是待賢門院例云
〻件所年来奉為法皇御終焉被建立同堂本儀奉納
女院於件所追可被造法皇御料云〻而前大僧正及仁和寺
宮相共申云此事不可然為奉院有禁忌只新可被造女院
御料云〻因之忽有此儀之間甚以物忩云〻今夜御葬礼
追可尋記之　十二日乙卯天晴今日被奏遺令被行固関
被付固並 警固等事上卿左大 旨云〻　十三日丙辰天晴大夫史隆職
注送云去夜被宣下吏等如此安元二年七月十二日 宣下 依前建

不日造法華堂被立云々事不及廣聽看窓儀云々

玉海安元二年六月十七日庚寅天晴早旦基輔參女院歸来云
院中物忩又他所令出給云々仍及晩參入信基語云更无
御憎於本體物者今朝御針膿計快出了御背聊物雖出
給強非大事物云々但今日被辭申院號年官爵封戸等
了

七月七日庚戌天晴或人云女院又出浠給又御肬腫云
々醫師申有故之由但本躰物御減来九日可飡蛭云々
八日辛亥午刻許下人云建春門院絶入云々 中略 申終帰家暫
休息之間人走来告云女院只今崩御相次少納言信季申送
云只今酉刻已一定也不能左右云々

十日癸丑天晴此日
前建春門院御葬礼也 中略 蓮華王院東造法華三昧堂 毎事省畧仍先無被定雜事云々

草稿

內務省

今日中遣畢 其下堀土安石辛櫃奉藏其中是待賢門院例云
々件所年来奉為法皇御終焉被建立同堂本儀奉納
女院於件所追可被造法皇御料云々而前大僧正及仁和寺
宮相共申云此事不可然為奉院有禁忌只新可被造女院
御料云々因之忽有此儀之間甚以物忩云々今夜御葬礼
追可尋記之

十二日乙卯天晴今日被奏遺令被行固關 被付國宣吉云々 警固等事 上卿左大臣云々

十三日丙辰天晴大夫史隆職
注送云去夜被宣下事等如此安元二年七月十二日 宣下 依前建
春門院遺令停止素服擧哀並一朞之間令禁宴飲作樂
着美服事 三關警固任例付國司事 已上被仰宮 停
止素服擧哀並一朞之間令禁宴飲作樂着美服事 停
止立山陵置國忌事 左右馬寮兵庫寮等警固事 已上
被仰外記又警固事 左衛門權佐光雅 右衛門權佐光長
左兵衛佐資時 右兵衛佐成定 左右將監等奉之

草稿用

內務省

吉記治承四年三月五日壬辰晴招宗家付女房申女院云法
華堂為圖于今遅々尤以不便造國司令急申尤有其謂
歟可迎引者非其限来月八日可居礎者今明可有沙汰
歟宗家依候侍所如此令申之且為行事之故也帰来
云申旨可然明日御覧件地可有沙汰之由有院宣者

文再拜了次讀位記即焼上了於宣命者不焼持帰了
次帰洛于時子剋許也

後白河院天皇女御
梅壺女御　藤原琮子　内大臣公教女

今鏡 うめの木のもとの巻 公教のおほい殿は三条の内大臣ときこえし そのくらゐのおとゝにこそおはすへし 三条のおとゝとは能長のおとゝをもまうしはへりしかはなるへし 高倉のおとゝのひめきみ清隆の中納言のむすめのはらにおはする後白河院の女御にまいりてはへりし いまはうめつほの女御とまうすへし

要記 女御琮子 後白河后尾 内大臣公教女

おほきおとゝあかきひとつのくらゐのおくらゐ給へる
とおんうけ給へる
又花の山の巻 おなしいとの、三郎すていあせちの大納言経実と
とやておりき二位大納言とてや〜二位宰相あとや
うつけゝるとその御ちくこのゝみ基貞のむす
めありその大納言の御むすめ公実の春宮大夫のむすめ
きみのふらはおはせりを院の御とくおりましゝまゝ
みち給て二条のみちをうつそてまつりておくらゐ給ひ
きゝきさきをおくらゐ給ひきちゝの大納言殿も
おほきおとゝおくらゐ給へるとそ

人車記 保元三年十二月廿九日乙卯依催參陣可被行贈后贈
官位事之故也午刻按察使藤原朝臣重參着左仗座 中略
次藏人頭權左中辨俊憲朝臣着膝突仰按察使云故大納
言經實卿贈太政大臣正一位又母儀准后贈賜皇太后宮事等
任延久例可令行者 中略 次重召中務少輔下給詔書二通次贈
后宣命賜左兵衛督武衛退去次官右衛門佐光定殿上人
也相伴被向彼墓所了舟岡邊次召下官下官出宣仁門就
膝突上卿下給贈太政大臣宣命并贈正一位々記下官取副
笏退入 中略 次出宣陽建春陽明門乗車此間使部持柳筥文
行向彼墓所自大宮南行自七條東行經川原并大谷山科
山中等其所交坂北掖也頭辨朝臣示藤大納言經宗卿召
指南者被副下官相具所向也於彼墓所先再拜讀宣命
文再拜々々次讀位記即燒上了於宣命者不燒持歸了
次歸洛于時子刻許也

草稿用　内務省

おほきおとゝのわきひとつのくらゐおくらせ給へる（正一位）

とあんうけ給はる

又（花の山の巻）おほいとのゝ三郎君はあせちの大納言経実と

とやておはしき二位大納言とそ申し二位宰相あとや

うけらけるとそ其の院もくこのかみ基貞のむす

めありその大納言の院もすな公実の春宮大夫の

きみのはらはおはせしを院の御ことくおりましゝまま

みな給て二条のことをうけてまつりておくらせ給ひ

まさききをおくらせ給ひきちゝの大納言殿も

おほきおとゝおくらせ給へるとそ

人車記保元三年十二月廿九日乙卯依催参陣可被行贈后贈
官位事之故也午刻按察使藤原朝臣重（中略）参着左仗座
次蔵人頭権左中辨俊憲朝臣着膝突仰按察使云故大納
言経実（卿）贈太政大臣正一位又母儀准后贈賜皇太后宮事等
任延久例可令行者（中略）次重召中務少輔下給詔書二通次贈
后宣命賜左兵衛督武衛退去次官右衛門佐光定敵上人
相伴被向彼墓所了舟岡辺也次召下官下官出宣仁門就
膝突上卿下給贈太政大臣宣命并贈正一位々記下官取副
笏退入（中略）次出宣陽建春陽明門乗車此間使部持柳筥文
行向彼墓所自大宮南行自七條東行経川原并大谷山科
山中等甚所又坂北掖也頭辨朝臣示藤大納言経宗卿召
指南者被副下官相具所向也於彼墓所先再拝読宣命
文再拝了次読位記即焼上了於宣命者不焼持帰了
次帰洛午時子刻許也

草稿用　内務省

二條院天皇中宮
高松院
姝子内親王（妹イ）
鳥羽院天皇皇女

山槐記保元四年二月廿一日丙午天陰今日妹子内親王立后（中宮稱也）
元暦元年八月十九日甲子今曉中宮依御惱危急有御出七
家云〻院去夜有御幸曉天還御云〻先〻北子御發心

成頼卿記應保二年二月五日壬寅天晴今日中宮院號也（以中將奉行也）
以高松院被用之誰人定申之哉可尋云〻

十七[illegible]

玉海安元二年六月十三日丙戌去夜半許高松院崩御日來煩給
脚病自去八日殊以增甚上痢病相加給云〻余則欲馳參之
處爲神宮上卿之輩不向喪家所有憚云〻院穢已相觸了
甚上句論歟　十八日辛卯天晴今日高松院御喪送云〻

於押小路殿

二條院天皇中宮

高松院

妹イ
姝子内親王

鳥羽院天皇皇女

山槐記保元四年二月廿一日丙午天陰今日妹子内親王立后中宮
元暦元年八月十九日甲子今暁中宮依御悩危急有御出家云々院去夜有御幸暁天還御云々先々此子御發心之由粗有其聞中略御年廿云々太悲事也自去春比不入御禁
裏御白河押小路殿也

十七[illegible]

玉海安元二年六月十三日丙戌去夜半許高松院崩御日来煩給脚病自去八日殊以増甚上痢病相加給云々余則欲馳參之處為神宮上卿之輩不向喪家所有憚云々院穢已相觸了甚上句論歟　十八日辛卯天晴今日高松院御喪送云々於押小路殿

二條院天皇中宮

高松院

姝子内親王（妹イ）

鳥羽院天皇皇女

百錬 保元元年三月五日上皇（鳥羽）第五（高松院）内親王 姝子母美福門院 入太子宮 永暦元年八月十九日中宮 姝子依病出家廿 安元二年六月十三日高松院崩御 三十六鳥羽院第五皇女二條院后妃 葬香隆寺

小傳 高松院 姝子 二條后鳥羽第四女母美福門院 久安二二十七着袴開白結御腰 仁平四八十八為内親王 十四 久寿三三五入太子宮 二條院 十六 保元二正廿三准三后 十七 同四二廿五為中宮 十九 永暦元八十九為尼 御悩故二十 賓相覚 應保二二五 癸酉院號 廿二 安元二六十三御事 三十六

皇紀 高松院 姝子 安元二年六月十二日崩 三十六 於押小路殿

吉記安元二年六月十三日丙戌今暁高松院崩御（鳥羽院第）
五皇女二條院后妃春秋三十六院号以後落飾為尼漸令経年序給 御悩之由日来無其聞如
夢如幻後聞日来御不食近日御痢病云々但人以猶
不信歟有謳歌之趣歟隆輔卿馳参申事由於院此
催不叓日来不申上奇怪之由御勘発再三云々甚後
前大納言實長相摸前司有隆等彼御没後御事可致
沙汰之由被仰下了 十八日辛卯今夜高松院有御葬礼
被用庇御車公卿前大納言実長長門三位隆輔等扈

人車記保元元年三月五日丙午天陰今夕姝子内親王（法皇御女 美福門院）
第三女王去〻年八月十八日被下親王宣旨 被叅入東宮女御（御年十六歳）豫去月廿八日於
一條院殿上被定雜事大畧為院沙汰又若斎院依沙汰猶
子儀令経営給

今鏡（虫の巻）永治元年十一月にや侍りけんこのひとつ乃ひと
し又いもうと（妹子）にて條殿みやとうみそまゐり給へりし二条の
みかと春宮ときこえさせ給ひし時保元元年（三月五日）のころまゐりす
ふときこえさせ給ひて尼にならせ給ひしは平
治元年十二月十六日中宮ときこえさせ給ひて永暦
…せ給ひ…応

顯廣王記安元二年六月十三日丙戌今暁高松院崩（前中宮也年卅六出家人也有此事）
十九日壬辰
高松院御葬送也雲林院云〻

貴女抄 高松院妹子（應保二二五院号法名實相観）二条后御母美福門院
女院記 高松院（妹子）鳥羽院御女 母美福門院 永治元
年十一月八日誕生久寿二年八月十五日内親王保元元年三
月四日入太子（年十六）同二年正月廿三日准三宮平治元年二月

吉記安元二年六月十三日丙戌今暁高松院崩御鳥羽院第
五皇女二條院后 紀春秋三十六院号以後落飾為尼漸令経年序給 御悩之由日来無其聞如
夢如幻後聞日来御不食近日御痢病云々 但人以猶
不信歟有謳歌之趣歟隆輔卿馳参申更由於院此
催不更日来不申上奇怪之由御勘發再三云々甚後
弟前大納言實長相撲前司有隆等彼御没後御吏可致
沙汰之由被仰下 十八日辛卯今夜高松院有御葬礼
被用庇御車 公卿前大納言実長 長門三位隆輔等扈
從相撲前司隆盛奉行之 先日自院被召御隆有…
有申旨辞退且是彼隆盛御没後佛経吏兼…奉
行之故云々 其所香隆寺云々

一[illegible]
十八日[illegible]
[illegible]
入車[illegible]

このと春宮ときこえさせ給ひし時保元元年三月五日のころおす
ふときこえさせ給ひて尼にと侍まつの世給ひしは平
治元年十二月十六日中宮ときこえさせ給ひしは永暦
[illegible]世給ひしと
[illegible]てうちき應
[illegible]とも

顯廣王記安元二年六月十三日丙戌今暁高松院頓
崩前中宮也年卅六出家人也有云々事
高松院御葬送也雲林院云々
十九日壬辰

貴女抄 高松院妹子 應保二二五院号法名實相観 二条后御母美福門院
女院記 高松院妹子鳥羽院御女 母美福門院 永治元
年十一月八日誕生久壽二年八月十五日内親王保元元年三
月四日入太子六年十 同二年正月廿三日准三宮平治元年二月

吉記安元二年六月十三日丙戌今暁高松院崩御鳥羽院第
五皇女二條院后妃春秋三十六院号以後落餝為尼漸令経年序給御悩之由日来無其聞如
夢如幻後聞日来御不食近日御痢病云々但人以猶
不信歟有謳歌之趣歟隆輔卿馳参申更申於院此
祗大臣日来不申上奇怪之由御勘発再三云々其後
前大納言實長相模前司有隆等彼御没後御事可致
沙汰之由被仰下 十八日辛卯今夜高松院有御葬礼
被用車公卿前大納言実長長門三位隆輔等扈

人車記保元元年三月五日丙午天陰今夕姝子内親王法皇女美福門院第三女王去々年八月十八日被下親王宣旨被参入東宮御年十六歳豫去月廿八日於
一條院殿上被定雑事大略為院御沙汰又若斎院依沐猶
子儀令経営給

今鏡虫の巻 永治元年十一月にや侍りけんのとのとりのと
し又いめ妹子二條殿みくしけみそてまいり給へりし二条の
みやと春宮ときこえさせ給ひし時保元元年三月五日のころにや
ありときこえさせ給ひて又后と位まつの世給ひしは平
治元年十二月廿三日中宮ときこえさせ給ひし永暦
元年八月十九日御ぐしおろさせ給ひけむ
廿とてきこえさせ給ひいとうらひあくけりし應
保二年二月十三日院号ありて高松の院と
貴女抄 高松院妹子應保二二五院号法名實相観二条后御母美福門院
女院記 高松院妹子鳥羽院御女 母美福門院 永治元
年十一月八日誕生久寿二年八月十五日内親王保元元年三
月四日入太子年十六 同二年正月廿三日准三宮平治元年二月

廿一日中宮 年十九 永暦元年八月十九日尼 年廿 應保二年
二月五日高松院ト申 安元二年六月十三日御事アリ
年卅六

二條院天皇中宮
皇后宮 藤原育子
徳大寺左大臣実能女
法性寺入道忠通養女

二年二月十日乙酉此日有冊命皇后了 以中宮為皇后

百錬 仁安三年十月廿二日中宮育子出家 兼安三年八

玉海 兼安三年八月十五日乙亥暁更宮中物忩云々則令復例
給了 大略邪気之所為歟 凡無其憑事也 中略 今日戌
剋許 皇后宮甍逝 覚智法印依女院御参又候善
知識云々 女院即渡御 下宮直廬 宮御年廿八 十二年
之后位如夢歟 十六日丙子今日偷奉盗出之奉渡中
山故法印之参所 堂不出御門等 依方角悪壊築垣也
自彼堂如形有葬禮云々

今鏡 ひの巻 この后は…徳大寺の左大臣のむすめ…

廿一日中宮年十九 永暦元年八月十九日尼年卅 應保二年

二月五日高松院ト申 安元二年六月十三日御事アリ

年卅六

一枝ノ上訂スヘシ

二條院天皇中宮

皇后宮藤原育子

德大寺左大臣実能女
法性寺入道忠通養女

百錬 仁安三年十月廿二日中宮育子出家 嘉応元年八

月十五日皇后宮育子薨

皇紀 中宮育子 帝后 法性寺殿下女 母従三位之子 應保元

年十二月十七日立也

編年記 二條院中宮藤育子 法性寺殿女 應保元年十二

月十七日入内 同二年二月十九日立后十七 承安二年二月十

日為皇后宮

又 承安三年八月十五日崩 廿八

今鏡 花色の白 この忍ての御母徒ち寺の左大臣のむすめ

とやありしにうるはしき女御なとまゐり給へるまゝに
あらそひてものするまゐり給へるなるへしさ運はた
しのひえうけ給はり侍らぬ見るところにて奉りて
のち中宮（育子）やしなひなり給ふ母后になりしまゐらり 中略
のちの法性寺の入道前のおほきおとゝ（忠通）のむすめになりし
またさきのうちつけのすけ源のあきとし（顕俊）のむすめの御
ちゝとなん見てそのまことの御母の事はさきさまや侍らぬ
愚管抄（五）かくてすくるほどに法性寺殿のおとむすめ入内立
后ありて中宮とてなりましかども子のあらぬおほく
えおはさらなかに懐妊はえおはさらなかりけり

二條院天皇

伊岐集

大蔵大輔伊岐善盛女

今鏡（花園のにほひの巻）彼ゆつらせてかへりましゝ見るのとは（六條）
新院とてまことをまさかくて太上天皇とてかへり
すみありし二条院の御子おはしまいりおはしまする御中に
第二のみこにおはしましゝあるなるし御母にとよくみき
らえさせ給ひき
正統紀（五）第七十九代六條院諱ハ順仁二條の太子御
母ハ大蔵少輔伊岐の兼盛か女なり
皇年代略記 六條院諱順仁二條第二子養母中宮育子
関白忠通女實大蔵大輔伊岐兼盛女
帝王系圖 六條院母中宮育子忠通公女實大蔵大

輔伊岐善盛女。

盛衰記ニ永萬元年ノ春ノ比ヨリ主上御不豫ノ御事有ト聞エシ
カハ其年ノ夏ノ始ニ成シカハ事ノ外ニ重ラセ給ケレハ大蔵太輔紀
兼盛カ娘ノ腹ニ二歳ニナラセ給フ皇子ノ御坐ケルヲ皇太子ニ
立テ奉ル可キ由聞エシ程ニ六月廿五日俄ニ親王ノ宣旨ヲ被下
テヤカテ其夜位ヲ讓リ奉セ給ヒキ